

－要介護認定とサービス利用について－

申請

介護サービスを利用する際には、要介護認定の申請が必要になります。

申請は、家族の方等が直接役場に来られるか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、施設等に代行してもらう事もできます。

主治医意見書と認定調査票の作成

主治医の診察を受けていただき、主治医意見書を作成します。

町や町が委託した調査員が訪問し、状態を調査し、認定調査票を作成します。

認定

揃った書類により審査会を開催し、低い方から、要支援１～２、要介護１～５までの要介護度等が決められ、認定されます。

申請から認定まで、およそ１ヶ月半くらいの期間がかかります。

ケアプランの作成

地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、施設等で担当してもらうケアマネージャーを決めていただき、ケアプランを作成します。

サービスの利用

ケアプランに基づき、その要介護度等に応じて、以下の様なサービスが利用できます。

訪問サービス	訪問介護	(ホームヘルプ)
	訪問入浴介護	
	訪問看護	
	訪問リハビリテーション	
	居宅療養管理指導	
通所サービス	通所介護	(デイサービス)
	通所リハビリテーション	(デイケア)
用具・住宅	福祉用具貸与	(車いす、特殊寝台、歩行器等)
	福祉用具購入	(腰掛け便座、入浴補助用具等)
	住宅改修	(手すり取付け、段差解消等)
施設サービス	短期入所生活(療養)介護	(ショートステイ)
	認知症対応型共同生活介護	(グループホーム)
	介護老人福祉施設	(特別養護老人ホーム)
	介護老人保健施設	(老人保健施設)
	介護医療院	

総合(介護予防)事業

介護予防(要支援１～２相当)の訪問介護(ホームヘルプ)、通所介護(デイサービス)を週１～２回利用する場合であれば、要介護認定を受けずに、簡単なチェックリストや状態確認の調査等により、『事業対象者』として申請から短期間で利用することができます。

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、申請の代行やケアプランを作成する他、高齢者の総合相談・窓口も設置しておりますので、お気軽にお問い合わせください。

(町社会福祉協議会内 電話０１７３－２２－３９１８)

